

様式第5号(第10条関係)

パブリックコメント実施結果報告書

【案件名:つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに
意思疎通の促進に関する条例(案)】

令和7年(2025年)6月
つくば市福祉部障害者地域支援室

■ 意見集計結果

令和7年(2025年)2月10日から令和7年(2025年)3月12日までの間、つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例(案)について、意見募集を行った結果、10人(団体を含む。)から57件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数(団体を含む。)
直接持参	0人
郵便	0人
電子メール	0人
ファクシミリ	0人
電子申請	10人
合 計	10人

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

○ 条例全体 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	条例案において、視覚障害や学習障害等を含む多様な障害をもつ人が、文書・図表・画像の情報を得られるよう、オルトテキストの付与や、文字データの読み上げ対応などの基準を確立し、職員・事業者向けに周知啓発を徹底する規定を盛り込んでほしい。	1件	本条例(案)は市の理念的事項を明確にするためのものであり、具体的な施策については「つくば市障害者プラン改訂版」に基づき、施策を総合的に策定・実施していきます。
2	庁舎窓口や市のイベントで、タブレット端末を用いた文字拡大や音声読み上げ・遠隔手話通訳などを活用するための計画を具体化し、条例においても推進方針として明文化してほしい。	1件	本条例(案)は市の理念的事項を明確にするためのものであり、具体的な施策については「つくば市障害者プラン改訂版」に基づき、施策を総合的に策定・実施していきます。

3	条例に、多言語対応ややさしい日本語など、多様な言語的支援を推進し、障害の有無や国籍などにかかわらず誰もが市のサービスにアクセスできるように明文化してほしい。また、防災情報など緊急時にこそ、多言語・やさしい日本語の整備を優先的に図ってほしい。	1件	貴重なご意見として参考とさせていただくとともに、まずは児童や外国人等にもわかりやすい簡易な表現を用いた「わかりやすい版」の作成と発信や周知に取り組みます。
4	つくば市は国際的な研究都市であり、多様な文化的背景を持つ住民が生活しているので、条例案に、日本語に不慣れな障害者や外国人住民への配慮として、平易な言葉や多言語対応などを盛り込むことを提案する。	2件	条例の内容を多様な背景の市民にご理解いただけるように、様々な形で示していくことが必要と考えています。頂いたご意見は、条例の適切な周知啓発を進めていくうえで参考とさせていただきます。
5	条例に、防災や災害時の情報発信を拡充する条文を入れ、手話や字幕、拡大文字・音声コードの活用など多様な情報手段を組み合わせることを明記してほしい。	1件	本条例(案)は市の理念的事項を明確にするためのものであり、具体的な施策については「つくば市障害者プラン改訂版」に基づき、施策を総合的に策定・実施していきます。
6	障害者が情報の取得・利用や意思疎通を円滑に行える環境整備の具体的な手段として、統計、文章、画像、図表などの情報提供において、機械判読可能なデータ形式を標準化し、視覚障害者や AI による解析が可能な形式で提供することを明記することを提案する。	1件	本条例(案)は市の理念的事項を明確にするためのものであり、具体的な施策については「つくば市障害者プラン改訂版」に基づき、施策を総合的に策定・実施していきます。
7	他の自治体の事例(例:箕面市など)では、手話通訳者や要約筆記者の派遣、盲ろう者向け通訳・介助員の養成など、多様な障害特性に応じた具体的な支援が実施されている。	1件	貴重なご意見として参考とさせていただくとともに、他の自治体での取り組みも参考に、施策を進めていきます。

	本条例においても、視覚・聴覚障害者に加え、知的障害、発達障害、肢体不自由、内部障害、高次脳機能障害など、幅広い障害特性に対応した意思疎通支援策を具体的に列挙し、支援者の養成・配置を強化することを提案する。		
8	情報のオープンデータ化を進める上で、データの複合化や書類の紐づけによる個人情報の特定リスクに対する不安を解消する配慮が必要となるので、条例案に、個人情報保護の観点から、匿名化処理や利用目的の明確化、同意取得のプロセスを明記する条項などの追加を提案する。	2件	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
9	公文書や統計データで提供するための統ルールを策定し、明記することを提案する また、PDF 等の添付ファイルも含め、全てのコンテンツが機械判読可能かつアクセシブルになるよう、段階的な実施計画を条例に盛り込んでほしい。	1件	貴重なご意見として参考とさせていただきますとともに、可能な限り、多様な情報取得手段に対応した情報発信に努めていきます。
10	デジタル社会を見据えた具体策として、ウェブアクセシビリティ基準(JIS X 8341-3:2016)の遵守を明記し、対象範囲を拡大してほしい。また、つくば市ウェブサイトに対象外となっている PDF や外部サービスも含めたアクセシビリティ対応を進める計画を策定し、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第 11 条に基づく情報通信技術の活用を	1件	貴重なご意見として参考とさせていただきますとともに、可能な限り、多様な情報取得手段に対応した情報発信に努めていきます。

	強化することを提案する。		
11	障害者を広範に定義していますが、多重障害の複雑なニーズに対応する具体策が施策の実施に不足している。	1件	貴重なご意見として参考とさせていただくとともに、具体的な施策については、障害者や障害者の家族等の関係者の意見を伺って進めていきます。
12	この条例は「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」に基づいて作られるものと思われるので、この法律名を条例に明記すべき。	1件	本条例(案)の根拠法令はご指摘の通りですが、法令ではその要請に基づく地方自治体への条例制定の義務規定がないため、本文中に法律名は明記していません。
13	条例名が複雑であり、単純に「つくば市情報コミュニケーション条例」としたほうが、さまざまな施策を反映しやすいのではないか。	1件	条例が制定されることで、障害者による情報の取得利用、意思疎通の促進していくことを示していき、そのうえで条例名に捉われことなく様々な施策を反映できる取組を進めていくことを想定しています。
14	防災の観点はずいぶん入れてほしい。水戸市の同様な条例には「第 10 条2項。市は災害その他非常の事態が発生した場合に備え、関係機関と連携し、障害者が情報を取得するための必要な体制を整備するものとする。」とあり、危機管理課、また現在避難行動要支援者個別避難計画を策定している社会福祉課とも連動して進める必要があるため、この条例にも記載する必要がある。	2件	本条例(案)に明記はありませんが、災害時の情報取得については、関係する担当部署と協力しながら進めていきます。
15	第 8 条を設け、「条例の進捗状況及び施策の効果を確認するために、市民、当事者を含む協議会を設置し、年に一度以上、これを開催する。」という一文を追加することはどうか。	1件	本条例(案)は市の理念的事項を明確にするためのものであり、具体的な施策については「つくば市障害者プラン改訂版」に基づき、施策を総合的に策定・実施していくものとしていますが、本条例(案)が施行された後、施策等が効果的に推

			進されるように、本文中に施策推進の進捗の状況把握等に関すること、また、意見の聴取に関する条文を追加します。
16	条例概要の文字は小さく、A4版 1 枚に詰め込まれて読みにくい。参考に同様の文章で文字が大きくふりがなで、A4 版 2 枚にまとめた「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」の概要を参照していただきたい。この条例を出来るだけ多数の人に読みやすいよう改善してもらいたい。	1 件	条例の内容を多様な背景の市民にご理解いただけるように、様々な形で示していくことが必要と考えています。頂いたご意見は、条例の適切な周知啓発を進めていくうえで参考とさせていただきます。

○ 前文 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「障害者にとって可能な限り」とあるが、「可能な限り」を「障害者も」としてはどうか。「可能な限り」をつけることによって、実現しなくてもよいように解釈される可能性がある。削除してもよいのでは。	1 件	「可能な限り」という文言は、法律の文言を引用して制定していますが、実現しなくてもよいという解釈がなされないよう適切な周知啓発に努めてまいります。

○ 定義 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	以下の項目を追加してほしい。 (5) 情報 この条例において「情報」とは、障害者が日常生活及び社会生活を営む上で必要とする、公文書(統計、条例、広報等)、教育関連情報(教材、学習支援資料等)、医	1 件	貴重なご意見として参考とさせていただきます。

	療・福祉情報、防災・防犯情報、文化・レクリエーション情報、デジタルコンテンツ(ウェブサイト、SNS、電子書籍等)その他社会参加に資するあらゆる内容を含むものとする。これには、視覚、聴覚、触覚その他の手段を通じて取得可能な形式で提供されるものを含む。また、「意思疎通に係る手段」に多重障害向けの例(触手話＋音声等)を追記してほしい。		
2	「市民」を「市内に在住し、在勤し、又は在学する者」と定義しているが、外国人住民、特に日本語に不慣れな障害者やその家族への配慮が明示されていない。	1件	「市民」には外国人住民や日本語に不慣れな障害者やその家族等、様々な背景を持つ人を含むものと考えています。
3	「ICT を活用したコミュニケーションツール」とあるが、「障害者情報アクセシビリティ:コミュニケーション施策推進法」の「4 すべての障害者が、高度情報通信ネットワークの利用および情報通信技術の活用を通じ、その必要とする情報を十分に取得しおよび利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること」のように踏み込んだ表現をすることで、具体的には情報通信機器や手段について定期的に見直すといった施策につながると考える。	1件	貴重なご意見として参考とさせていただきます。

○ 基本理念 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「可能な限り」を削除しても良いのではないかと。「可能な限り」をつけることによって、実現しなくてもよいように解釈される可能性がある。	2件	「可能な限り」という文言は、法律の文言を引用して制定していますが、実現しなくてもよいという解釈がなされないよう適切な周知啓発に努めてまいります。
2	多言語対応の理念を追加してほしい	1件	貴重なご意見として参考とさせていただきます。

○ 事業者の責務 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	障害者差別解消法の改正により、2024年4月1日より事業者による障害のある人への合理的配慮が義務化された。この法律では、「合理的な配慮」との用語が使用されている。日本語の単純な「配慮」ではなく、障害当事者の権利性を背景に持つ概念である点から、「配慮」を「合理的配慮」あるいは「合理的な配慮」とすべきである。	1件	同法の同条同項が「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とされており、本文中にある「配慮」という文言がこれに基づく配慮とされているため、本文の表記により事業所が合理的な配慮を行わなければならない旨を解釈できるものと考えます。ご指摘いただいたご事項については、条例の適切な周知啓発を進めていくうえで参考とさせていただきます。

○ 施策の実施 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	障害者による情報の取得利用の情報の定義がないと施策の実施が曖昧になるのでは。	1件	貴重なご意見として参考とさせていただきます。

2	災害時の情報保障を具体的に強化する条項を追加してほしい。また、避難訓練での実践やタブレット端末の配備も推進してほしい。手話通訳者・要約筆記者の避難所配置や音声コード付き避難マニュアル等を明記してほしい。	1件	本条例(案)は市の理念的事項を明確にするためのものであり、具体的な施策については「つくば市障害者プラン改訂版」に基づき、施策を総合的に策定・実施していきます。
3	施策の実施にあたり、障害児向けの情報提供や保護者支援を追加できるのでは。	1件	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
4	多言語資料作成、手話の国際対応などの具体策を追加できる。第2条(2)で「第7条に多重障害者支援の具体策を追加できるのでは。	1件	本条例(案)は市の理念的事項を明確にするためのものであり、具体的な施策については「つくば市障害者プラン改訂版」に基づき、施策を総合的に策定・実施していきます。
5	本条例作成に参考にされた、水戸市と笠間市の条例には、災害の障害者が情報を取得するための体制の整備が明記されている。つくば市においても是非施策に明記して取り組んでいただきたい。	1件	本条例(案)に明記はありませんが、災害時の情報取得については、関係する担当部署と協力しながら進めていきます。

○ 条例に関するその他の意見(要望) について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	条例案の基本理念にある合理的配慮が実効性をもつよう、市民や事業者への意識啓発キャンペーン、研修会等の開催を計画的に行い、条例施行後も具体的な支援策を講じてください。	1件	貴重なご意見として参考とさせていただきます、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。
2	条例の進捗状況や、施策の評価、新たな施策等の動きを確認する機関の位置づけが必要	5件	本条例(案)は市の理念的事項を明確にするためのものであり、具体的な施策については「つくば市障

	では。また、国の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を見ると、第11条第3項で「関係者による協議の場を設けること」とし、実行性を持たせている。また、附帯決議（衆議院）には、「3（略）相談窓口の設置を検討すること」とある。本条例に実行性を持たせることが大切であるので、障害のある人が実際に遭遇する困難を収集するための「協議機関ないしは窓口」を設置していただきたい。		害者プラン改訂版」に基づき、施策を総合的に策定・実施していくものとしていますが、本条例（案）が施行された後、施策等が効果的に推進されるように、本文中に施策推進の進捗の状況把握等に関すること、また、意見の聴取に関する条文を追加します。 なお、衆議院の附帯決議は国による取組の位置づけとなります。市では専用窓口設置は考えていませんが、担当部署において、総合的な相談窓口として様々な意見を伺える旨を周知していきます。 また、国で関係者による協議の場を設けることに照らし、市では障害者による情報取得等に資する機器等に関する意見を伺っていきます。
3	この条例をもとに、合理的配慮の助成制度などを活用した、施策を進めてください。	5件	市内にある事業者等を対象とした、障害のある方への合理的配慮の提供に要する費用の一部補助する制度として、つくば市では平成30年度よりつくば市合理的配慮支援補助金が既に実施されていますが、より活用しやすくなるよう、具体的な活用例を示すなど、引き続き周知に努めていきます。
4	条例案の中に、「障害児」への特化や成長段階に応じた支援が明示されていない。障害児は教育や保護者との連携が重要であり、情報取得や意思疎通のニーズが成人とは異なる場合がある。	1件	本文中には「障害児」という文言は明記されていませんが、障害がある未成年の方を含む施策に取り組んでいくことを想定しています。ご指摘いただいたご事項については、施策の実施及び条例の適切な周知啓発を進めていくうえで参考とさせていただきます。
5	知的障害者や外国人などでも、理解できるわかりやすい版（ハンドブック、イラスト版など）	6件	条例の内容を多様な背景の市民にご理解いただけるように、様々な形で示していくことが必要と考えて

	の解説を作成してください。		います。頂いたご意見は、条例の適切な周知啓発を進めていくうえで参考とさせていただきます。
6	この条例を制定することで、市に寄せられたコミュニケーションに関する要望が改善されるか、という視点で点検してほしい。例えば「この条例ができることで、こんなことが必要になります」といった案内を庁内各課においても「無関係ではない」ことを周知していくための補助文書があればいいと考える。	1件	庁内各部署に、実際の取組に関することについて文書で周知すると共に説明の場を設けていますが、今後も必要に応じ、全庁的に取組めるよう周知等に努めます。

○ その他条例以外の意見(要望) について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	マイナポータル等利用した告知及びIoT 併用	1件	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
2	統計表における機械判読可能なデータの表記方法の統一ルールの策定などに従って機械判読や視覚不自由な障害者でも判読できるような統計、文章、画像、図表などにしてほしい。	1件	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
3	条例で進められる機械判読データやオープンデータの拡充に際して、個人情報意図せず関連付けされ特定されるリスクへの配慮を定めるべきです。施策推進とプライバシー保護の両立に向けたルール作りを明確にしてください。	1件	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
4	条例や要綱等において、生成AIを用いた文章だからといって自動的に無効扱いするのではなく、提出者の意思がきちんと	1件	貴重なご意見として参考とさせていただきます。

	反映されているかを確認できる仕組みを検討し、視覚障がい者や学習障がい者、高齢者、言語的にハンディを抱える外国人・児童などが意見提出しやすくするため、市役所や公共施設に AI 支援の操作相談コーナーを設けるなど、サポート体制の整備が必要。		
5	「AI 使用＝無効」という極端な規定を避け、障がい者、高齢者、外国人等が AI を用いて作成した意見を封殺してしまう恐れを減らし、条例本文または施行規則等に「支援技術を用いて提出された意見を尊重する」旨を明記する。 条例施行後、運用指針・ガイドラインを作成し、本人確認や重複投稿の扱い、AI を使った提出の可否や取扱い、障がい者・高齢者・子ども・外国人へのサポート手段などの事項を整理する。 国や他自治体が進めている著作権やデータリテラシーに関する法制度、アクセシビリティ指針との整合を取りつつ、定期的に指針を見直す仕組みを整える。	1 件	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
6	日常生活用具の給付などの市のサービスや市の窓口対応や TXでの視覚障害者ナビゲーションシステムなど先進の試みも紹介して欲しい。	1 件	貴重なご意見として参考とさせていただきます。

■ 修正の内容

○ 施策の実施について

修正前	修正後
<u>＝</u>	(第7条第1項の下段に追記) <u>2 市は、前項各号に掲げる施策を推進するに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴くとともに、当該施策の進捗状況の把握等に努め、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。</u>

※ パブリックコメントによる意見を参考に、上記のとおり加筆修正しました。